

| | | |
|---------------------|---|---|
| ①事業名 | 【20】特別支援教育体制推進事業 | |
| ②主管課及び関係課(課長名) | (主管課) 初等中等教育局特別支援教育課(課長: 瀧本 寛) | |
| ③施策目標及び達成目標 | <p>施策目標 2-1 確かな学力の育成 達成目標 2-1-8 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p> <p>(再掲) 施策目標 2-2 豊かな心の育成 達成目標 2-2-7 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p> | |
| ④事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全都道府県に事業を委嘱し、校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの養成、巡回相談、個別の教育支援計画の策定等を実施することにより、LD等を含む障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた教育的支援を行い、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図る。また、19年度においては、従来の研修の充実及び大学と自治体の協定等による特別支援教育にかかる学生支援員の活用を行い、より一層の支援体制の整備を図る。 | |
| ⑤予算額及び事業開始年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度概算要求額: 302百万円(平成18年度予算額: 209百万円) ・ 事業開始年度: 平成15年度 | |
| ⑥広報計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業拡充に当たり、年度当初に、都道府県教育委員会を対象とした説明会を開催するとともに、様々な会議の場において、これまでの取組の更なる促進及び新たな取組へ協力を促していく。また、文部科学省HPにおいても、当事業についての情報提供を行う。 | |
| ⑦事業開始時において得ようとした効果 | <p>〔拡充事業の場合のみ記入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は、障害のある児童生徒等に対する各学校における支援体制の整備を目指し、15年度に開始し、校内委員会の設置率、特別支援教育コーディネーターの指名率等が高まることを予定。 | |
| ⑧得られた効果 | <p>〔拡充事業の場合のみ記入〕</p> <p>これまでの成果指標の推移は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①小・中学校における校内委員会の設置率 (H15:57.4%→H16:74.8%→H17:87.8%) ②小・中学校における特別支援教育コーディネーター指名率 (H15:19.2%→H16:49.3%→H17:77.9%) ③小・中学校における個別の教育支援計画の策定状況 (H15:6.3%→H16:8.7%→H17:13.4%) <p>であり、着実に支援体制の整備が進んでいる。</p> | |
| ⑨得ようとする効果及び上位目標との関係 | <p>【得ようとする効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童生徒等に対する支援体制の整備は着実に進行しているところであるが、19年度までを目途に全ての小・中学校における障害のある児童生徒等に対する支援体制の整備を進める。幼稚園・高等学校についても、同様の取組を進め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図る。 <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省をはじめとした関係機関との連携をより一層進め、各学校における支援体制を更に強化することにより、障害のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が更に図られ、達成目標2-1-8及び2-2-7が達成される。 | <p>⑩達成年度</p> <p>平成19年度</p> |
| | ⑪必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は、達成目標2-1-8及び2-2-7を達成させるため、LD等を含む障害のある児童生徒等に対する支援体制の整備を進め、一人一人のニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援を行っている。障害のある児童生徒等への支援に当たっては、地域格差があってはならず、関係教員の質の確保を含めた、一定の支援体制の整備が整うまでの間は、引き続き国による支援が必要である。また、各学校における支援体制の更なる整備を図るため、まだ一部の地域でしか取組の見られない教員免許取得希望学生の小中学校等におけるサポート活動を特別支援教育分野で拡充させる必要がある。 |
| ⑫効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事業は障害のある児童生徒等について、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した | |

| | |
|------------------------|---|
| | 支援体制の整備を全国（47 都道府県）で目指すものであり、厚生労働省及び地域の福祉、医療、労働等の関係機関との連携のもと行うことで、効率的な実施が見込まれる（18 予算額 209 百万円）。 |
| ⑬ 想定できる代替手段との比較考量 | ・ 厚生労働省及び地域の福祉、医療、労働等の関係機関との連携のもと事業を行うことで、無駄な経費が省かれ、効率的な実施が図られている。また、各都道府県においても、国の事業に併せ、類似事業を実施することで、それぞれの役割に応じた経費の効率的な執行が図られている。 |
| ⑭ 指標・参考指標 | ①校内委員会の設置率、②特別支援教育コーディネーターの指名率 ③小・中学校及び盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画の策定状況 ④学生支援員の導入状況 |
| 効性 | |
| 効果の把握の仕方 | 「小・中学校における LD,ADHD,高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査」及び特別支援教育体制推進事業実施報告書等により把握（H15～17 は把握済み） |
| 得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠 | ・ 当事業は、15 年度から実施しているものであり、各指標の達成率からも着実な進展が見られている。よって、今後も当事業の実施により、障害のある児童生徒等への支援体制の一層の充実が見込まれる。 |
| ⑮ 公平性、優先性 | [政策の特性に応じて、必要により評価] ・ 「発達障害者支援法」の施行（平成 17 年 4 月）や今般の「学校教育法等の一部改正する法律」の成立（18 年 6 月）を受け、LD 等を含めた障害のある児童生徒等へ教育的支援及び支援体制の整備が強く求められている。また、上記「発達障害者支援法」は、施行後 3 年経過後に見直しを行うとされており、3 年目に当たる 19 年度においては、各方面からの施策が求められており、優先度は非常に高い。 |
| ⑯ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等 | ・ 評価に用いる指標については、当課において、全都道府県を対象に毎年行っている「小・中学校における LD,ADHD,高機能自閉症等の児童生徒への教育的支援に関する体制整備の実施状況調査」より抽出。 |
| ⑰ 備考 | ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に、「発達障害を含む障害のある子どもへの教育的支援等の取組を進める」との記載あり。 ・ 特別支援教育に関する学校教育法の一部改正を踏まえ、平成 19 年度機構定員要求において、発達障害にかかる人的スタッフを増員するため、「発達障害支援係」2 名を新規要求する予定。 |

特別支援教育体制推進事業(19年度)

文 部 科 学 省

委 嘱

都 道 府 県

広域特別支援連携協議会

関係部局横断型のネットワーク構築



特別支援教育
コーディネーター
養成研修の実施



専門家チームの設置



巡回相談の実施



推 進 地 域

地域における特別支援連携協議会

関係部局横断型のネットワーク構築



教員養成系大学
大学教育学部 等

○ 学生支援員を活用した支援
(拡充)

特別支援学校
センター的機能

教育センター



幼稚園等

○ 校内体制の整備

一貫した支援

高等学校



○ 校内体制の整備

小・中学校



校内体制の整備

- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 個別の教育支援計画策定



医療機関

児童相談所

通園施設

早期発見

- 1.6歳児健診
- 3歳児健診
- 就学時健診



早期発達支援

- 幼稚園
- 保育所



特別支援教育

- 小・中・高校

放課後支援

- 学童保育



就労移行支援

- 高校

就労支援
障害者職業
センター



地域生活支援

- 支援センター



個別の支援計画